

別表 1（第 3 条、第 4 条、第 5 条関係）

交付要件	補助対象経費	補助上限額 (1 人当たり)
介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第22条の23第 1 項の介護職員初任者研修課程を修了すること。	左記研修課程に係る受講料及び教材費	30,000円
社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第40条第 2 項第 5 号の要件を満たすための研修を修了すること。	左記研修に係る受講料及び教材費	75,000円
社会福祉士及び介護福祉士法第40条第 1 項の介護福祉士試験に合格し、同法第42条第 1 項の登録を受けること。	左記試験を受けるに当たって受講した講座の受講料及び模擬試験の費用並びに受験手数料	20,000円
介護保険法施行規則第113条の 3 の介護支援専門員実務研修受講試験に合格し、同条の登録を受けること。	左記試験を受けるに当たって受講した講座の受講料及び模擬試験の費用並びに受験手数料	20,000円
介護保険法施行規則第113条の 4 の介護支援専門員実務研修を修了すること。	左記研修に係る受講料及び教材費	29,000円
介護保険法第69条の 8 第 2 項ただし書の規定により次に掲げる研修を修了すること。 (1) 介護支援専門員専門研	左記各号に掲げる研修に係る受講料及び教材費	左記各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める金額

修Ⅰ		(1) 19,000円
(2) 介護支援専門員専門研修Ⅱ		(2) 14,000円
介護保険法施行規則第113条の18の規定により次に掲げる研修を修了すること。	左記各号に掲げる研修に係る受講料及び教材費	左記各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める金額
(1) 介護支援専門員更新研修（前期）		(1) 19,000円
(2) 介護支援専門員更新研修（後期）		(2) 14,000円
(3) 介護支援専門員更新研修（未経験者向け）		(3) 19,000円
介護保険法施行規則第113条の16の再研修を修了すること。	左記研修に係る受講料及び教材費	19,000円